

令和8年度　さいたま市立春里中学校いじめ防止基本方針

I はじめに

本校の学校教育目標である『自ら学ぶ生徒、思いやりのある生徒、健やかな生徒』を推進するにあたり、生徒の健全なる成長及び人格の形成は欠かせない。本校では、生徒の健全なる成長及び人格の形成の妨げとなるいじめ問題について、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識の下、本校に係る全ての人がいじめ問題と正面から向き合い、連携を取りながら、いじめが起きない学校、いじめを許さない集団をつくるために「さいたま市立春里中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 春里中学校のいじめ問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつ。
- 2 いじめられている生徒の立場に立って考え、寄り添い、親身になって指導を行う。
- 3 いじめる生徒に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる生徒が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 4 自分の学校・クラス・部活等で、いじめは起こりうるという認識を持つ。
- 5 いじめの発見、相談等をうけた担当者は、速やかに〔学校いじめ対策委員会〕に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的対応につなげるとともに、一人で抱え込むことのないよう、情報の共有化を密接に行い、一枚岩のごとく協力して指導にあたる。
- 6 いじめ問題に対する教員の指導力向上を図る。
- 7 教育活動全体を通して、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、互いに思いやり、尊重する態度を育成するとともに、友情の尊さや信頼の醸成に努める。
- 8 アンテナを高くもち、生徒の生活実態をきめ細かく把握し、いじめ発見に努める。
- 9 いじめ問題の解決に向けて、保護者、関係機関、地域との連携を積極的に図る。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、生徒の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的 本校におけるいじめ行為に関する情報交換、防止に向けての協議等
- (2) 構成員 校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー、学校地域連携コーディネーター、PTA会長、学校運営協議会委員、地元警察経験者（必要に応じて、校長がスクールソーシャルワーカー、医師、弁護士など構成委員以外の関係者を招集し、対応する。）
- (3) 開催 ア 定例会（各学期1回開催）
イ 校内委員会（毎週の生徒指導委員会・教育相談委員会と兼ねる）
ウ 臨時会（必要に応じて、必要なメンバーを校長が召集する）
- (4) 内容
ア 学校基本方針に基づく取組の実施・進捗状況の確認、検証、構成員の決定
イ 教職員の共通理解と意識啓発
ウ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
エ 個別面談や相談の受け入れ、およびその集約
オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約、発見されたいじめ事案への対応
カ 重大事態への対応
キ いじめの認知をいじめの定義に基づいて総合的に協議をして判断
ク いじめ防止に向けた生徒主体の取組を推進するため、子ども会議を含め、生徒会本部役員、各専門委員長、各部活動の部長、学級委員が集まり話し合う場を設ける。
学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめの情報についての事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・被害者への支援、加害者への指導体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校の基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行、検証、修正を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかの点検・見直しを行う。
(PDCAサイクルの実行を含む。)

2 いじめ対策生徒委員会

- (1) 目的：いじめ問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：前期生徒会、各委員会委員長等
後期生徒会、各部部長等
【顧問：生徒指導主任、生徒会主担当】
- (3) 開催：年2回予定
- (4) 内容：ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
イ 話し合いの結果を学校に提言する。
ウ 提言した取組を推進する。

V いじめの未然防止

学校における人権教育の推進、読書活動・体験活動の充実、「さいたま市ストップいじめ！子どもサミット」「心を潤す4つの言葉推進運動」に加えて、以下の取り組みを行う。

1 道德教育の充実

- (1) 教育活動全体を通して
 - ・道德教育主任を中心に、いじめ撲滅に向けた道德教材の研究を図り、計画的に実践する。
- (2) 道德の時間を通して
 - ・「いじめ撲滅強化月間」に、「2主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 特別活動の充実

- (1) 教育活動全体を通して
 - ・特別活動主任を中心に、心身の調和のとれた発達と個性の伸長をより一層図るため、望ましい集団活動について研究を重ね、計画的に実践していく。
- (2) 学級活動を通して
 - ・担任が学級集団の状況を的確に把握し、学級に適した集団活動を通して生徒相互が良好な関係を築けるようにする。

3 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- ・生徒会・生活委員会を中心にいじめ撲滅に向けての取組を検討する。(スローガン作り等)
- ・検討した取組を行う。
- ・朝礼で校長講話を行う。

4 「人間関係プログラム」を通して

- (1) 「人間関係プログラム」の授業を通して
 - ・「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解決しよう」のロールプレイを繰り返し行い、人と関わる際に必要となる力に気づき、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。
- (2) 直接体験の場や機会を通して
 - ・教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で児童（生徒）が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。
- (3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- ・「人間関係プログラム」に係る調査の結果により、各学級担任を中心に児童（生徒）一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気のある学級づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める。

5 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- ・生徒が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。また、いじめられていることを本人が否定する場合があることを踏まえ、信頼できる大人に相談することができるようにする。
- ・授業の実施：1年 「ストレスを上手に発散しよう」
2年 「心だって風邪をひく」
3年 「自分の将来に自信を持って」

6 メディアリテラシー教育を通して

- ・生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
- ・「スマホ・タブレット安全教室」の実施

7 「赤ちゃん・幼児ふれあい体験」を通して

- ・赤ちゃんや幼児と触れ合ったり、親が愛情をもって、子どもに接する姿に触れたりすることを通して、自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとして、いじめのない集団づくりに努める。
- ・「赤ちゃん・幼児ふれあい体験」の実施

8 保護者の連携

- ・学校と保護者が連携し、いじめは絶対に許されないという共通指導を行う。
- ・生徒とのコミュニケーションを大切にし、生徒の些細な変化を見逃さず、早急な対応をする。
- ・生徒に基本的生活習慣を身につけさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の生徒の観察（早期発見に向けて）

- ・生徒のささいな変化に気を配る。
- ・気付いた情報を共有する。
- ・情報に基づき、速やかに対応する。

(1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底

(2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、落書き、机が離れている等

(3) 休み時間：独りぼっち、からかい等

(4) 給食：食欲がない、当番を押し付けられる等

(5) 部活動：無断欠席、ペアにならない、雑用をやらされている等

(6) 登校指導：表情、独りぼっち等

※「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、生徒の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

(1) アンケートの実施：年3回実施予定

(2) アンケート結果：学年・学校全体で情報を共有する。

アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、生徒と面談を行う。

面談した結果を、学年・学校全体で情報を共有するとともに、記録をとり保存する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- ・簡易アンケートを毎月実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- ・いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談週間（日）の実施

- ・年2回（予定）の教育相談週間を設定する。
- ・保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
（教育相談だよりの発行、さわやか相談室の充実）

5 面談聞き取りの実施

（1）面談聞き取りの実施：各学年の年度1回目に行われる全校3者面談時に実施する。

（2）面談聞き取りの結果の活用：学年・学校全体、いじめ対策委員会で情報共有する。

直接保護者や本人から面談時に情報を収集、確認をし、その後の指導にあたる。

6 地域からの情報収集：学校運営協議委員、民生・児童委員等

- ・情報を適宜報告していただく。
- ・学校と地域の連携を強めることで、生徒の見守り体制を強化し、生徒が心身ともに健全に過ごすことができる環境づくりに努める。

Ⅶ いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、組織的に対応する。

- ・ 校長 ○組織的な対応の全体指揮を行う。
○構成員を召集し、いじめ対策委員会を開催する。
○教育委員会と連携する。
- ・ 教頭 ○校長を補佐し、情報の集約を行い、今後の対応や役割分担の助言をする。
- ・ 教務主任 ○校長、教頭を補佐し、今後の対応や役割分担の助言をする。
- ・ 担任 ○いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
○関係職員への連絡をする。（校長、生徒指導学年担当、学年職員等）
○事実確認のための情報収集を行う。
○校長や生徒指導担当からの指示を仰ぎ、加害者の指導、被害者のケアにあたる。
- ・ 学年生徒指導担当 ○担任から情報を確認し、生徒指導主任へ報告をする。
○担任を補佐し、事実の確認を行う。
○学年の職員の役割分担をする。
- ・ 学年主任 ○学年の生徒の情報収集にあたる。
○学年の職員が組織的に対応できるよう助言をする。
- ・ 生徒指導主任 ○学年の生徒指導担当から情報の確認をし、校長・教頭へ報告する。
○情報収集と今後の役割分担、指導方針を明確にする。

- 他の学校等と連携が必要な場合、学校の窓口となり関係者と連絡、調整にあたる。
- ・ 教育相談主任
 - 教育相談的立場から、助言をする。
 - 生徒の心のケアを行い、教職員と連携をとる。
 - 各関係機関と連携をとる。
- ・ 特別支援教育コーディネーター
 - 特別な配慮が必要な生徒が関係した場合、担任等の関係者と連絡・調整にあたる。
 - 問題の背景に発達障害等が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- ・ 養護教諭
 - 情報の収集・提供をする。
- ・ 部活動の顧問
 - 担任から情報を確認し、必要に応じて事実確認と指導を行う。
 - 部活動中に起こっている場合には、担任と同じ対応をする。
- ・ さわやか相談員
 - 必要に応じて、情報の提供・支援等を行う。
- ・ スクールカウンセラー
 - 情報の提供及び専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や生徒へのカウンセリング等を行う。
- ・ スクールソーシャルワーカー
 - 情報の提供及び専門的な立場から、生徒の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整等を行う。
- ・ 保護者
 - 常日頃から、子どもの話を聞くなど良好な関係を築くようにする。
 - 家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じた時には直ちに学校と連携する。
- ・ 地域
 - いじめの発見、いじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報または情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 1 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「児童生徒の心のサポート手引き いじめに係る対応」などに基づいた対応を確実に行う。
- 2 重大事態について
 - (1) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - (2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 3 児童生徒や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。
 - (1) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - (2) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- ① 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- ② 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- ③ 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- ⑤ 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑥ 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- ① 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底
 - ・各学期初めに、いじめの対応について共通理解・共通行動ができるよう周知徹底を行う。
- (2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証
 - ・アンケートを基に基本方針の見直しについて検討する。

2 校内研修

- (1) 一層の生徒理解のために
 - ・各学期初めに、全職員を対象に生徒指導・教育相談情報交換会を行う。
- (2) 組織として動くために
 - ・各学期の初めに、職員必携（生徒指導共通理解）の読み合わせを行う。
- (3) 生徒指導の意識を高めるために
 - ・夏季休業中に校内研修を行う。
 - ・特別支援教育、国際教育、人権教育の充実に向けた校内研修を行う。
 - ・毎月の職員会議で、生徒指導主任による生徒指導に係る伝達研修を行う。
- (4) 「ネット・SNSいじめ」に対応するために
 - ・夏季休業中の校内研修に実践事例を扱って研修を行う。

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかをいじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

- (1) 検証を行う期間：2月とする。

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

- (1) 「取組評価アンケート」の実施時期 実施3月予定（年1回）
- (2) いじめ対策委員会の開催時期：年3回実施予定
- (3) 校内研修等の開催時期：年3回実施予定
- (4) 生徒指導委員会、教育相談推進委員会の実施（毎週）

本基本方針は法令及び国・自治体の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。